

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原告 佐藤博文

被告 国（処分行政庁 防衛大臣）

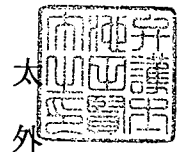
第6準備書面

2019年10月30日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 池田 賢 太



本書面は、被告第3準備書面における、本件文書記載の各項目についての説明を受けて、各項目について、不開示事由にあたらぬことを主張するものである。

なお、前回期日で述べた通り、原告は研究者に被告主張に係る論点の批判的分析を依頼しており、その意見を踏まえてさらに主張を補充する予定である。

第1 「当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報」

被告は、「次に掲げる項目に記載されている情報は、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。」として、い

くつかの項目を挙げる（５頁）。

しかし、被告の主張（説明）は、一般的、抽象的であり、「単独で特定の個人を識別することができる」ことを具体的、実証的に明らかにするものでない。けだし、例えば、「事故日時」の「時」（時刻）の記載は、本件対象文書にはない。また、「自殺月日」は、１年間に４５～６６名もいれば（甲３の１乃至１６）同じ「月日」に起きることは十分あり得るし、「曜日」は、１年間に同じ曜日は５２～５３回あるので、同じ曜日に複数存在する可能性も高い。

以上より、当該情報の単独で、「特定の個人を識別することができる」という説明は成り立たない。

第２ 「当該記述等単独で特定の個人を識別することはできないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報」（７頁～）

被告は、「次に掲げる項目に記載されている情報は」「他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報」であるとする。しかし、かかる被告の主張も、いかなる意味で特定が容易になるのかという点については一般的、抽象的な主張にとどまっている。

例えば、「方面」について検討すると、被告は「方面隊等によって自殺者の数に偏りがあり得る」から「自殺した自衛官等を数人単位にまで特定することが容易になる」という。しかし、自殺者数は本件で問題になっている間では、４５～６６名であり（甲３の１乃至１６）、「方面」の記載種類は５種類しかない（北部、東北、東部、中部、西部）から、単純に平均しても１方面当たり９～１３名になり、これに

よって「特定することが容易になる」わけではない。

また、被告は、「性別」以下、複数の情報を列記した上で「各項目に記載されている情報の全部または一部と組み合わせられることによって」「個人を特定することが可能となる」とする。

しかし、被告は第3準備書面において、これらの情報の全てが不開示情報であると主張しているから、かかる主張と相矛盾しており、失当である。

むしろ、今回の被告主張を前提とすれば、「方面」だけでは個人を特定することは出来ないのだから、「方面」は開示できることになる。

以上のとおり、被告の主張は、一般的、抽象的であることに加え、論理的にも矛盾している。

第3 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」ことはないこと

1 基本的な考え方

(1) 当該条項の主旨は、「本人の同意なしに第三者へ流通させるのは不適切」ということにあるとされる（宇賀・新公開法逐条74頁）。つまり、情報コントロール権（プライバシー権）の保護である。

ところで、プライバシー権は、特定個人の識別を通じ、その個人の個人情報が公開されることで侵害されるのであって、特定個人が識別できない場合には、当該情報を公開してもプライバシーの侵害となることは、原則として無い。したがって、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ」の判断は、このように限定的に考えられるべきである（松井・公開法184頁に同旨あり）。

(2) このように解しても記載されている内容が極めてセンシティブな情報（一般的に第三者に知られたくないとされる情報）であり、

かつ、特定の個人に関する情報が詳細に記載されている可能性が高いものであれば、例え個人が特定されなくとも、当該情報が流通することだけで、プライバシー侵害の程度が甚だしいことから、例外的に「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ」ないと考えるべきである。

この例外的に不開示とされるものの典型は、病名や諸症状が記載されたカルテであろう。カルテは、氏名を不開示とすれば、特定個人を識別することは困難である。しかし、記載されている内容は、病名及び諸症状という第三者に知られたくない情報の典型例であるし、通常その内容は詳細に記載されている。こうした事情から、カルテは、不開示とされると解される。

- (3) 以上より、被告の主張する「個人の権利利益が害される」については、すでに個人識別情報が除かれており、原則的にはプライバシー侵害がない情報であるにもかかわらず敢えて非公開とするほどの情報ということになるから、自殺者本人の人格的尊厳に係わる極めて高度なプライバシー情報に限られるというべきである。

そして、かかる意味でセンシティブで高度なプライバシー情報というためには、一定程度、具体的詳細な内容でなければならないというべきである。

2 「部隊の判断、主要因、関連要因、原因」

- (1) 「これらの情報が、まさに自殺した自衛官等の自殺の原因そのもの」である事実は不知。特に、「部隊の判断」が「自殺の原因」を指すというのは根拠がない。

また、「主要因、関連要因、原因」についても、実際には、極めて狭い欄に記載されるものであり、「自殺者の人格等と密接に関連す

る情報」と言えるのか疑わしい。例えば「不明」という表記があったからといって、それが「自殺者の人格等と密接に関連する情報」と断言することは出来ないし、「いじめ」という表記があったからといって、それが誰からのどのような「いじめ」を意味するのか不明であり、その表記だけから直ちに「自殺者の人格等と密接に関連する情報」ということは出来ない。

- (2) むしろ、公務員（国民全体の奉仕者）である自衛官が自殺したということは、国民全体にとっての損失であり、きちんとした対策が取られるべき問題である。したがって、自殺の実態や原因は、広く国民に情報が提供され、立法や行政に反映されるべき問題である。

以上より、「部隊の判断」はもちろんのこと、「主要因、関連要因、原因」も「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない」と認められる。

3 「処分歴、借財、疾病・通院歴、特記事項（離婚、昇任等）」

- (1) 「これらの情報は、自殺した自衛官等の高度なプライバシーを含む」という評価は争う。特に、「借財」や「特記事項（離婚、昇任等）」は頻繁に起こり得る出来事であって、それをもって「高度なプライバシー情報」と評価することは出来ない。

また、極めて狭い欄に記載されるものであり、借財の発生経過や離婚に至った経緯が詳細に記載されるものではない。

「処分歴」についても、処分の有無については、処分自体が頻繁に起こり得る出来事であって、それをもって「高度なプライバシー情報」と評価することは出来ない。また、極めて狭い欄に記載されるものであり、処分理由などが詳細に記載されるものではない。

「疾病・通院歴」も、仮にこれが「精神疾患の有無」を記載する

のであれば、精神疾患は現代では稀な疾病ではなく、「高度なプライバシー情報」と評価することは出来ない。また、極めて狭い欄に記載するため、せいぜい「有無」だけが記載されると思われ、詳細な記載は存在しないはずである。

以上より、これらの情報は、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない」と認められる。

- (2) むしろ、公務員（国民全体の奉仕者）である自衛官が自殺したということは、国民全体にとっての損失であり、前記2(2)と同様のことが言える。

4 「偏差値、段階点、型、傾向、Y-G」

- (1) 「これらの情報は、正に自殺者個人の属性に関する事柄そのもの」であるとの評価は、争う。

そもそも、「偏差値」、「段階点」、「型」、「傾向」とは何を示すものが不明であり、これが「自殺者の人格等と密接に関連する」とは言えない。仮に、何らかの検査結果なのだとしても、その内容が明らかでない以上、「高度なプライバシー情報」とは言えない。また、狭い枠内に詳細な情報が記載されているとは考えられない。

- (2) 「Y-G」とは、YG性格検査（矢田部ギルフォード性格検査）の結果のことを指すものと思われるが、同検査の結果をこの狭い枠に記載するのだとすれば、それはA・B・C・D・Eの5つに分類した結果のみを記載するものと思われる。そうであれば、本件対象文書に記載されるのは、「A」という記載だけであって、これだけで「高度なプライバシー情報」とはいえないし、詳細なものとも言えない。

以上から、これらの情報は、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない」と認められる。

5 「備考、備考（遺書）」

- (1) 「この項目には、正に遺書の有無等が記載されている」事実は不知。特に、「備考（遺書）」ではなく「備考」となっているのは、遺書の有無以外の事実が記載されている可能性を否定できない。

そのうえで、「遺書の有無」が「自殺者の人格等と密接に関連する」とする評価は争う

- (2) そもそも、陸上自衛隊では、精神教育（死生観の確立）の観点から、遺書の作成を事実上命じている。また、自衛隊員が私人として遺書を作成することも当然ある。したがって、これらのごく一般的な出来事である。しかも、極めて狭い記載欄内には、遺書の内容が記載されているわけではない。そうすると、自衛隊員の高度なプライバシー情報が記載されているとはいえない。

よって、「備考、備考（遺書）」は、「自殺者の人格等と密接に関連する」とは言えない。

第4 他の文書との比較について

1 「文書ごとに検討されるべき」という主張

- (1) 被告の主張は、ある情報が個人識別情報に該当するか否かは、当該情報が記載されている文書の記載内容や作成・管理状況等に応じて区々的に判断されるということにあると解される。

しかし、原告は、異なる文書であっても、「個人識別情報」に該当するか否かを判断する基準は同一であるはずだと主張している。それが法の適正公平な執行だからである。

例えば、「自殺者」に関する情報の掲載された文書の開示にあたり、特定の「自殺者」個人を識別することができる情報（例えば、氏名、

親の氏名・住所など)は、「個人識別情報」であり、その判断基準は同一である。

- (2) 以上の見地から、原告は、同じ自殺者に関する情報の掲載された文書(甲5、甲6、甲11、甲14の3、甲15の3~4、甲16の4~5、甲20~23)を適示した上で、「個人識別情報」に関する判断基準の整合性を訊いている。

ところが、被告は、「文書ごとに検討されるべき」として、客観的一般的な基準ではなく、「具体的事実にあてはめ」の問題であるという論理を展開する。

かかる被告の主張は、同じ「個人識別情報」の判断について、結果の違いを説明できなくなり、「事案の違い」＝「あてはめの違い」に論理をすり替えたと言わざるを得ない。

2 甲第6号証について

- (1) 被告は、南スーダン派遣隊の医療情報は、プライバシーが保護される状況で行われるため、同僚等が容易に診療内容を把握することはできない、だから個人識別情報は含まれていないという。

かかる被告主張によれば、個人を識別できるかどうかは、一般人ではなく、当該情報を保有管理する者が基準ということになる。これでは、客観的な情報公開基準として意味をなさない。

- (2) 被告は「延べ数である」などと主張するが、実際には、診察結果が「1名」であるという表示が多々存在する。そして、「1名」であれば、延べて合算するまでもなく、「1名」以外ありえないのであって、被告の指摘は何の意味もない。

以上